平成２３年（フ）第２０６９号
福岡県大野城市白木原２丁目４番36号プレッシャス末岡502号
破産者　吉田智恵子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２１号
福岡市東区香椎１丁目18番30―103号
破産者　江藤　禎子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２４号
福岡県春日市伯玄町２丁目51番地モントーレ春日アヴァンティ203号
破産者　丹下　芳枝（旧姓久保山・八木）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４０号
福岡市博多区諸岡５丁目25番38号
破産者　是井　隆志
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４１号
福岡市博多区諸岡５丁目25番38号
破産者　是井　佳世（旧姓出口）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４３号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目８番７号
破産者　波多野和恵（旧姓家入）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６２号
福岡市博多区上牟田１丁目９―８―101号
破産者　荒木　一男
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６５号
福岡市博多区竹下４丁目４番１―202号
破産者　藤田　千枝（旧姓江口）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７７号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目26番25号
破産者　藤倉　　武
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目26番25号
破産者　藤倉　清美
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３号
佐賀県武雄市北方町大字志久4396番地２
破産者　笠原　和代
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８号
長崎県松浦市志佐町庄野免153番地11　エビスアパートＣ号、従前の住所長崎県佐世保市世知原町上野原1139番地
破産者　鴨川　富子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
熊本市吉原町308番地１
破産者　山本　満男
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７４号
熊本市吉原町308番地１
破産者　山本テル子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

更生計画認可

平成２３年（ミ）第１－４号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原商事
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原生物化学研究所
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　太陽殖産株式会社
1　決定年月日　平成23年12月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　事業計画（省略）
第３章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法等（以下、各別表は省略）
第１節　更生担保権
第１　合併後林原が所有することとなる更生３社の資産に係る更生担保権
１　不動産に係る更生担保権
⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	２件	1,647,594,822円	９

⑵　権利の変更、元本の確定、弁済方法及び担保権の措置
ア　根抵当権の元本の確定
別表９の不動産（以下本⑵において「担保目的不動産」という。）につき存する根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定日に、当該根抵当権に係る確定更生担保権額として別表９の「確定更生担保権額」欄記載の金額に確定する。
イ　担保権の存続
担保目的不動産につき存する根抵当権は、当該担保目的不動産に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も従前の順位により存続する。
ウ　更生担保権の弁済
合併後林原は、担保目的不動産につき存する根抵当権の被担保債権である更生担保権について、その確定更生担保権額全額を、当該根抵当権を有する債権者から管財人に対する当該根抵当権の元本確定登記手続及び当該根抵当権に係る設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類の交付と引き換えに、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、弁済する。
エ　担保権の消滅
担保目的不動産につき存する根抵当権は、当該根抵当権に係る確定更生担保権額全額の弁済時に、消滅する。
２　有価証券に係る更生担保権
⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	１件	70,432,000円	10

⑵　権利の変更、弁済方法及び担保権の措置
ア　担保権の存続
別表10の有価証券（以下本⑵において「担保目的有価証券」という。）につき存する質権は、当該担保目的有価証券に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。
イ　更生担保権の弁済
合併後林原は、担保目的有価証券につき存する質権の被担保債権である更生担保権について、その確定更生担保権額全額を、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、弁済する。
ウ　担保権の消滅
担保目的有価証券につき存する質権は、当該質権に係る確定更生担保権額全額の弁済時に、消滅する。